

スポーツを通じた社会課題の解決に向けた 関係省庁との連携・協力について

令和8年1月13日

スポーツ庁

目 次

1. スポーツを通じた社会課題の解決に向けて·····	3
2. 関係省庁との連携強化が必要な取組·····	4
2-1. 国民の健康増進・スポーツ機会の確保、共生社会の実現 【こども家庭庁・外務省・厚生労働省・経済産業省】	
2-2. まちづくり、地方創生、地域コミュニティ活性化 【内閣官房、こども家庭庁、国土交通省、環境省】	
2-3. スポーツツーリズムの推進 【観光庁、環境省、農林水産省】	
2-4. 国際展開・国際協力 【外務省】	
参考資料（現在の取組等）·····	9

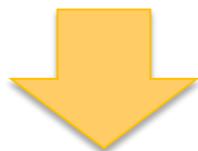
1. スポーツを通じた社会課題の解決に向けて

令和7年にはスポーツ基本法が改正（※）され、健康長寿社会や共生社会の実現、地域や経済の活性化、デジタル化の中での人との豊かなつながりなど、**スポーツを通じた社会課題の解決に期待が高まっている**現状に対応するとともに、ウェルビーイングの向上に向け、スポーツ権の実質化が図られたところ。

スポーツの振興を**社会の活性化・課題解決への寄与の観点**から**「人への投資」**として位置付け、スポーツの施策の総合的、一体的かつ効果的な推進を図るため、関係省庁とより一層の連携・協力が必要。

（※）改正により追加された観点

- スポーツと他分野との連携
- スポーツによる地域振興
- スポーツによる健康で活力に満ちた長寿社会の実現
- スポーツによる共生社会の実現
- スポーツ産業の事業者が果たす役割の明示（スポーツを通じた活力に満ちた国民経済及び地域経済の発展並びにスポーツの更なる振興）



✓ 第4期スポーツ基本計画の策定に当たり、各府省庁が取り組む政策分野における社会課題の解決にスポーツが寄与し、貢献することのできる取組について、積極的な意見交換・アイデア出しをお願いしたい。

✓ 第4期スポーツ基本計画の策定を待たず、今からでも各種施策等において連携・協力をお願いしたい。

2-1. 関係省庁との連携強化が必要な取組

国民の健康増進・スポーツ機会の確保、共生社会の実現

【こども家庭庁、外務省、厚生労働省、経済産業省】

施策内容	関係省庁との連携をお願いしたい事項
特にスポーツ実施率の低い働く世代（20代～50代）をはじめとした生涯にわたるスポーツ実施促進	<p>【経済産業省、厚生労働省】 健康経営等の企業における従業員の健康増進・生産性の向上、労災防止を図る取組との連携</p> <p>【厚生労働省】 スマートライフプロジェクト等の国民の健康増進を図る周知啓発の取組との連携</p> <p>【経済産業省】 スポーツ・ヘルスケア関連産業との連携</p>
運動・スポーツの実施率が低く、体力も低下傾向にある女性の運動・スポーツ実施促進	<p>【こども家庭庁、厚生労働省、経済産業省】 出産・育児期、更年期を含め、女性のライフステージごとに切れ目なく運動・スポーツを継続的に行うことが可能となる支援</p> <p>【こども家庭庁、厚生労働省、経済産業省】 運動・スポーツの効果を含めた女性の健康課題のリテラシー向上に向けた周知・啓発</p>
障害のある方へのスポーツ指導・関わり方の普及啓発（医療・福祉関係者向け）	<p>【厚生労働省】 スポーツ庁が作成した「障害のある方へのスポーツ指導・かかわり方 入門ハンドブック」について、広く障害のある人と接する際に必要な知識などが盛り込まれていることから、医療職や福祉職の皆様への周知に御協力願いたい</p>
部活動の地域展開等に向けた指導者の確保	<p>【外務省、総務省（自治体国際化協会）】 JETプログラムにより派遣されるスポーツ国際交流員（SEA）等が地域クラブ活動での指導を実施する事例の拡大など、引き続きの連携</p>
部活動の地域展開等に向けた障害のある生徒のスポーツ機会の確保	<p>【厚生労働省、こども家庭庁】 障害のある生徒のスポーツ機会の確保のためには、放課後等デイサービス事業者など障害福祉分野等との連携が重要。障害福祉計画及び障害児福祉計画に係る基本指針の見直しなど、引き続きの連携</p>
大学スポーツにおけるインテグリティの向上	<p>【厚生労働省】 薬物乱用防止等のインテグリティ向上に向けて、大麻や薬物乱用防止等に関する周知徹底や啓発、研修の実施等への一層の協力</p>



2－2. 関係省庁との連携強化が必要な取組

まちづくり、地方創生、地域コミュニティ活性化【内閣官房、こども家庭庁、国土交通省、環境省】

施策内容	関係省庁との連携をお願いしたい事項
誰もが気軽にスポーツに親しめる場づくり、安全で多様なスポーツ環境の持続的な確保	<p>【国土交通省】 地域住民の歩行や自転車等での運動が促進されるようなまちづくり計画との連携</p> <p>【国土交通省、環境省】 気候変動を踏まえた都市施設の暑熱対策、熱中症事故防止を徹底したスポーツ継続実施の呼びかけや地方公共団体等を対象とするセミナーにおける情報提供等に係る連携</p>
部活動の地域展開等に向けた活動場所への移動手段の確保	<p>【国土交通省】 地域クラブ活動の活動場所への移動手段の確保のための地域公共交通との連携（「交通空白」解消パイロット・プロジェクト（国土交通省予算）等）</p>
スポーツ・健康まちづくりの推進、スポーツを活用した地方創生の取組の担い手の確保	<p>【総務省、農林水産省、経済産業省】 地域おこし協力隊や地域活性化企業人制度等を所管する総務省をはじめとして、農業等の地域の他産業との協力も想定されることから、農水省や経産省等の様々な産業や業界を所管する関係省庁とのさらなる連携・協力</p>
スポーツを通じた地域コミュニティの活性化	<p>【内閣官房、総務省】 ・スポーツ活動を通じた地域コミュニティの活性化事例の周知</p> <p>・新地方創生交付金を活用したスポーツ振興施策に係る連携</p> <p>【内閣官房・こども家庭庁】 ・スポーツを通じたつながり、出会いの場の創出支援</p>

2－3. 関係省庁との連携強化が必要な取組

スポーツツーリズムの推進【観光庁、環境省、農林水産省】

施策内容	関係省庁との連携をお願いしたい事項
「観光立国推進基本計画」における記載の充実	<p>【観光庁】</p> <p>現在議論が進んでいる新たな「観光立国推進基本計画」では、「地方誘客の取組の一層の促進が重要」と位置付けられているところ、「スポーツ」は全国各地に魅力的な資源が存在し地方誘客・オーバーツーリズム対策に大きく貢献できるポテンシャルがあるため、同計画において「スポーツ」に関する内容の拡充に向けて引き続き連携・協力いただきたい</p>
データの拡充、海外プロモーション等での連携強化	<p>【観光庁（JNTO）】</p> <ul style="list-style-type: none">・ 観光庁やJNTOが調査・収集している各種統計やデータ（例：インバウンド消費動向調査）をスポーツ庁でも活用しているところ、更なるデータの利活用に向けた連携・協力の検討・ JNTOが実施している海外プロモーション等での連携強化
スポーツツーリズムコンテンツの創出	<p>【観光庁、環境省、農林水産省】</p> <p>自然や景観、文化芸術、農泊等の地域資源とスポーツを掛け合わせたスポーツツーリズムコンテンツの創出に係る連携</p>

2-4. 関係省庁との連携強化が必要な取組



国際展開・国際協力【外務省、経済産業省、関係各省】

施策内容	関係省庁との連携をお願いしたい事項
スポーツを通じた国際交流・協力の推進	<p>【外務省】 開発途上国をはじめとする世界のあらゆる世代の人々にスポーツの価値を広めるとともに、スポーツ国際協力に必要な官民協力体制の発展、スポーツを通じた社会課題解決を目的とした「スポーツ・フォー・トゥモロー推進事業」の実施に係る御支援・御協力</p> 
スポーツ産業の国際展開	<p>【経済産業省・日本貿易振興機構（JETRO）】 スポーツ産業の国際展開を支援するため、「スポーツ産業の国際展開促進事業」を実施し、そのプラットフォームであるJSPIN（Japan Sports Business Initiative）を推進しているところであり、本事業における情報発信や、展示会等への出展支援、セミナーの実施等の取組に係る御支援・御協力</p>
国際スポーツ界への意思決定への参画	<p>【外務省】 国内で開催される国際競技大会の運営や招致活動等に関して国際競技団体との調整を中心的な立場で担う人材の育成を支援するため、以下観点からの御支援・御協力</p> <ul style="list-style-type: none">・国際スポーツ界の政策決定プロセスの中核であるIF・AF等の日本人役員の増加及び再選に向けた取組を支援・国際人材育成に係る教育プログラムを開発し、IF・AF等の役員候補者・次世代候補者へ支援・海外情勢の情報提供 等
国際競技大会の招致・開催に対する支援	<p>【関係省庁各位（別添資料参照）】 2026年に開催される愛知・名古屋アジア・アジアパラ競技大会開催に向けて、特別措置法の制定を踏まえ、大会支援のための補正予算の計上を行った。各省庁には引き続き別添資料の観点からの御支援・御協力</p>

【別添】愛知・名古屋アジア・アジアパラ競技大会組織委員会から各省庁への要請事項

2025.9月時点

省庁	内容	省庁	内容
スポーツ庁	<ul style="list-style-type: none"> ・国の財政支援 ・スポーツ振興くじ助成金による財政支援 ・開閉会式に係る支援 ・両大会で活躍できる選手の育成、トップアスリートの派遣 ・各競技団体を通じた大会支援 ・積極的な広報を含む大会の機運醸成 ・アジアパラ競技大会を契機としたパラスポーツの普及・振興 ・大会時における組織委員会への職員の追加派遣 	厚労省	<ul style="list-style-type: none"> ・公衆衛生に係る関係機関との調整 ・ホテルシップにおけるサウナ設備基準に関する弾力的運用 ・馬輸送時における帯同者の出入国手続きに関する支援
内閣府	・新しい地方経済・生活環境創生交付金等による財政支援	農水省	<ul style="list-style-type: none"> ・地方競馬における協賛レース開催による財政支援 ・動植物・食品検疫に係る円滑な出入国に関する支援 ・馬術競技の円滑な実施に向けた制度的・運用的支援 ・馬輸送時における帯同者の出入国手続きに関する支援
宮内庁	・皇族の式典への出席等に係る調整	経産省	<ul style="list-style-type: none"> ・競輪における協賛レースの開催、補助メニューの追加 ・パートナー獲得に係る支援 ・日本の先進的な産業・デジタル技術の活用に関する支援 ・組織委員会への職員の派遣
警察庁	<ul style="list-style-type: none"> ・要人警備、テロ対策に係る支援 ・大会に使用する射撃競技用備品の輸出入に係る支援 	国交省	<ul style="list-style-type: none"> ・国際観光旅客税による財政支援 ・モーターボート競走における協賛レースの開催、補助メニューの追加 ・空港に関する諸調整等の円滑な出入国に関する支援 ・セーリング競技における船舶免許、船舶登録検査証など各種調整 ・ホテルシップに係る各種調整支援 ・馬輸送時における帯同者の出入国手続きに関する支援
法務省	<ul style="list-style-type: none"> ・出入国手続きの迅速化・円滑化に資する制度的・運用的支援 ・馬輸送時における帯同者の出入国手続きに関する支援 	観光庁	<ul style="list-style-type: none"> ・観光PRに関する連携及び大会開催に係る全国的な機運醸成 ・愛知・名古屋や日本の多彩な魅力の発信
外務省	<ul style="list-style-type: none"> ・在外公館における大会広報活動 ・国際要人の受け入れに係る調整 ・組織委員会への職員の派遣 	海上保安庁	・海上競技実施に係る支援（競技運営支援・海上警備）
財務省	<ul style="list-style-type: none"> ・指定寄付金の指定延長 ・関税、通関手続きの簡素化及び免税措置等 ・空港での入国時の税関検査における大会関係者専用レーンの設置 ・大会記念貨幣の発行 ・馬輸送時における帯同者の出入国手続きに関する支援 	気象庁	・気象情報収集に係る支援
		防衛省	<ul style="list-style-type: none"> ・自衛隊法施行令改正 ・自衛隊法施行令に基づく大会運営等への協力

※アジア・アジアパラ競技大会推進議員連盟において、AINAGOCより要請された事項を記載

参考資料 (現在の取組等)

スポーツ庁について

文部科学省

文化庁

スポーツ庁

(平成27（2015）年10月創設)

«主な施策»

- ◆子供の体力の向上
- ◆生涯スポーツ社会の実現
- ◆我が国の国際競技力の向上
- ◆健康寿命延伸、医療費抑制
- ◆地域社会の活性化
- ◆国民経済の発展
- ◆国際交流・国際貢献

«組織構成»

長官

次長

審議官

政策課

企画調整室

健康スポーツ課 ※1

障害者スポーツ振興室

地域スポーツ課

※1 課長（厚労省）、室長補佐（厚労省）、係長（経産省）

競技スポーツ課

※2 参事官（農水省）、参事官補佐（国交省2）、係長（農水省）

※3 参事官（経産省）、参事官補佐（経産省）

参事官（地域振興担当） ※2

参事官（民間スポーツ担当） ※3

参事官（国際担当）



★文科省職員だけでなく、他省庁、民間企業、地方公共団体、大学等から多様な人員が派遣されている。

2-1. 国民の健康増進・スポーツ機会の確保、共生社会の実現関係 ～スポーツエールカンパニーの申請を募集しています！～



- 従業員や大学生の健康増進のためにスポーツ活動の支援や促進に向けた積極的な取組を実施している団体等を「スポーツエールカンパニー」として認定。
- 令和7年度から国の機関を申請対象に追加し、各省庁（官房総務課等）宛に事務連絡で周知。
- 各省庁におかれても職員の運動・スポーツ実施を促進いただき、スポーツエールカンパニーの認定取得について検討いただきたい。
- 認定申請にあたり御不明な点があれば以下窓口までお気軽に相談ください。
<窓口> Sport in Life運営事務局 <info@sil-pj.com>

スポーツエールカンパニー申請対象

- ・株式会社、有限会社、合名・合資・合同会社
- ・**国の機関**、地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人、公立大学法人
- ・その他の設立登記法人等（一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人、特定非営利活動法人、学校法人、医療法人、社会福祉法人等）

認定証



スポーツエールカンパニー認定要件

- (1) 取組の対象が特定の従業員や大学生等にとどまらず、団体、事業所等全体で推進している取組であること
- (2) 経営者等の理解を得て、団体、事業所等内部の取組が明確化されていること
- (3) 取組が団体、事業所等内部において周知されており、取組実績があること
- (4) 実施内容、導入手順、運用方法等の公表が可能であること
- (5) 暴力団及び代表者、役員、使用人その他の従業員若しくは構成員に暴力団員等に該当する者がいないこと

(参考) スポーツ庁の取組例

○動きやすい服装の推奨

- ・動きやすい環境整備のため、通勤・執務室内でのスニーカーTシャツの着用を推奨
(スポーツ庁ポロシャツ・Tシャツ販売も実施)



○階段への消費カロリー等の提示による階段利用推奨

- ・階段利用促進のため、階段に消費カロリーや効果など、意識向上につながる掲示を実施

○スポーツイベントの開催

- ・スポーツ庁が提供する身体診断「セルフチェック」講座を職員向けに開催（右写真）



<掲示イメージ>



2-1. 国民の健康増進・スポーツ機会の確保、共生社会の実現関係 部活動の地域展開等に向けた指導者の確保

部活動の地域展開等に向けた指導者の確保【外務省・総務省（自治体国際化協会）】

◆語学指導等を行う外国青年招致事業（JETプログラム）

目的：外国青年を招致して地方自治体で任用し、**外国語教育の充実と地域の国際交流の推進**を図る。

運営協力：（一財）自治体国際化協会、総務省、外務省、文部科学省

参加者の職務内容：国際交流員（CIR: Coordinator for International Relations）
…地域において国際交流活動に従事

スポーツ国際交流員（SEA: Sports Exchange Advisor）
…地域において**スポーツを通じた国際交流活動に従事**

●SEAの業務

- ① スポーツ指導事務の補助（事業の企画・立案、助言等）
- ② 地域における優秀な選手等に対するスポーツ指導への協力
- ③ 職員、地域住民に対するスポーツ指導（**部活動や地域クラブ活動での指導を含む**）への協力
- ④ 地域の民間国際交流団体のスポーツ事業活動に対する助言、参画 等

（出典：令和8年度募集要項）

●地域クラブ活動におけるSEAの活用

・J E Tプログラムの一層の活用について（通知）（総務省、外務省、文部科学省、スポーツ庁 令和7年9月2日）

【SEA（スポーツ国際交流員）について】

東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機にスポーツを通じた国際交流が注目されているとともに、
部活動の地域展開に当たって指導者の確保が求められていることから、地域の国際化及びスポーツ振興に向けて
各地で活躍するSEAの積極的な活用についても御検討ください。

・例えば**新潟県佐渡市**では、SEAが積極的に地域クラブ活動の指導に従事しており、その様子を市教育委員会発行の「地域クラブ活動たより」で紹介（画像は令和7年8月号）。

・このほか、自治体国際化協会主催のSEAに対する研修会で、スポーツ庁から部活動の地域展開等に関する行政説明を実施（令和7年10月）。

SEAの任用状況（2025年1月現在）

任用団体	国名	種目
北海道東川町	スウェーデン	クロスカントリー
	デンマーク	サッカー
	アメリカ	野球
	アメリカ	バレーボール
	中国	卓球
北海道白糠町	インドネシア	バドミントン
山形県長井市	タンザニア	陸上
新潟県佐渡市	アメリカ	野球
	インドネシア	バドミントン
宮城県加美町	ドイツ	カヌー



ドイツ出身のSEAが来島!! 今後3名で活動！

SEAとは？ Sports Exchange Advisor

日本名：スポーツ国際交流員

目的：一流のスポーツ指導員が、スポーツを通じて外国語教育の充実と地域の国際交流の推進を図る。

今回は、新しくドイツからSEAに加わったヨセフの紹介と昨年来島して1年となるサトリア（インドネシア）とキャメロン（アメリカ合衆国）の活動の様子を紹介します。



共生社会の実現

(1) スポーツ基本法の改正

令和7年のスポーツ基本法の改正により、第2条第5条において、共生社会の実現が明文化

5 スポーツは、障害者をはじめとする全ての国民が自主的かつ積極的にスポーツを行うことができるよう、障害の種類及び程度その他の事由に応じ必要な配慮をしつつ、共生社会の実現に資することを旨として、推進されなければならない。

(2) 障害者のスポーツ実施の障壁は、交通アクセス・施設のバリアフリー化等に係るものは少なく、「体力がない」「体調に不安がある」といったものが主な障壁となっている※。

※ 出典：「障害児・者のスポーツライフに関する調査研究」（令和6年度）

(3) ソフト面での一層の充実が必要と考えられることから、スポーツ庁では、障害のある人が身近な場所でスポーツを実施することができるようとする取組等への支援を実施。

（例）民間企業・スポーツ団体・自治体等が連携して開催する、オープンスペースで手軽にスポーツに参加できるスポーツイベントへの支援など。



（写真）令和6年度障害者スポーツ推進プロジェクト事業から

部活動の地域展開等に向けた障害のある生徒のスポーツ機会の確保

障害のある生徒のスポーツ機会の確保 【厚生労働省・こども家庭庁】

障害のある生徒のスポーツ機会の確保のためには、放課後等デイサービス事業者など障害福祉分野等との連携が重要

◆障害福祉計画及び障害児福祉計画に係る基本指針

障害福祉計画及び障害児福祉計画に係る基本指針の見直しにあたり、新たに以下の内容を記載。

- スポーツを通じて社会参画とともに、健康増進に資するよう、**障害者のスポーツ実施環境の整備等**により、**スポーツを通じた共生社会の実現を目指す**ことが重要。
- その際、**学校部活動の地域展開等**が進められていることも踏まえ、地域の実情等に応じて、**教育、スポーツ、文化を担当する部局や障害保健福祉担当部局等の関係部局が連携**することが望ましい。
- このほか、都道府県及び市区町村においては、地域の実情を踏まえつつ、**障害者の社会参加に資する交流、余暇活動・体力増強に資するための活動などの取組を実施**することが必要である。

(出典) 令和7年12月8日 社会保障審議会障害者部会（第153回）・こども家庭審議会障害児支援部会（第17回）資料1-2

◆新潟県村上市の事例

- 新潟県村上市では、**放課後等デイサービス事業所等の関係機関が連携し、障害の有無にかかわらず、全ての子供たちが共に活動できる仕組みの構築**に挑戦。
- 令和6年度は、①**楽しい運動教室（放課後デイサービス事業所の利用者が対象）**、②**楽しい陸上教室（特別支援学校の生徒が対象）**、③**パラアスリート体験会**を実施。



パラアスリート体験会

- ・車いすバスケットボール（新潟WBS所属）の知野選手と渡辺選手と車いすバスケやボッチャ、卓球・バレーを楽しんだ。
- ・特別支援学校の子供や放課後等デイサービス事業所の子供、学童保育所の子供が参加。



楽しい運動教室・楽しい陸上教室

- ・「楽しい運動教室」では、放課後等デイサービス事業所の子供が参加しやすい平日放課後に、新潟県障害者スポーツ協会指導員の指導、NPOスタッフのサポートのもと、ボッチャやスクエアボッチャ、サーキット運動などを実施。放課後等デイサービス事業所の職員も安全管理に協力した。
- ・「楽しい陸上教室」では、地域クラブ活動の実施主体（陸上）の指導のもと、特別支援学校高等部の生徒も参加。プログラムによっては地域クラブ活動の生徒と一緒に活動。

事業名	楽しい運動	楽しい陸上
開催回数	月2回	月1~2回
開催日時	金曜日 16~17時	土曜日 16時半~18時
開催場所	神林総合体育館	神林多目的グラウンド
対象者	放課後等デイサービス事業所の利用者	特別支援学校高等部 ※中学生・高校生
指導者	新潟県障害者スポーツ協会	地域指導者

(出典) 令和6年度地域スポーツクラブ活動体制整備事業（地域スポーツクラブ活動への移行に向けた実証事業）事例集

部活動の地域展開等に向けた移動手段の確保【国土交通省】

◆児童生徒等及び地域住民の移動手段の確保に向けたスクールバスと地域交通の効果的な活用について (令和6年10月11日付け通知 文部科学省・国土交通省) ※関係記載要約

- 部活動の地域連携・地域クラブ活動移行にあたり、複数の中学校の生徒が参加して合同部活動や地域クラブ活動を実施する場合には、他の中学校や公共施設等への生徒の移動手段を確保する必要がある。
- この際、新たな路線の見直しや停留所の設定、ダイヤの調整等を通じた既存の地域公共交通や、AIオンデマンド交通等の新技術の活用について検討することが必要。
- これらを踏まえ、地方公共団体の交通部局と教育部局及びスポーツ・文化部局等との連携の下、担当する制度・予算等の情報を相互に共有しつつ、十分な調整を行うようお願いする。



乗り合いバスによる
中学生の送迎
(奈良県平群町)

◆「交通空白」解消パイロット・プロジェクト (国土交通省予算事業)

- 「交通空白」解消・官民連携プラットフォームのもと、全国で共通の「交通空白」に係る課題を抱える自治体や交通事業者と、その解決に寄与するソリューションを持つパートナー企業等が、国土交通省や各地方運輸局の伴走のもと連携・協働することにより、全国一斉での「交通空白」解消に寄与する事業を実施。
- 令和7年度は、部活動の地域展開等に向けた移動手段の確保についてプロジェクトを実施し、5自治体を実証地域として指定。交通事業者や教育・公共交通分野、文部科学省が連携し、平日は幼児から中学生まで、休日は全世代を対象にこども園、学校、スポーツセンター、駅、住宅を結ぶバスや乗合タクシーを実証運行。

(出典) <https://www.mlit.go.jp/report/press/content/001904426.pdf>

2-2. まちづくり、地方創生、地域コミュニティ活性化関係 スポーツを通じた地方創生

スポーツ文化ツーリズムアワード 【文化庁、観光庁】

- ・スポーツ庁・文化庁・観光庁では、平成28年に包括的連携協定を締結し、各地域のスポーツと文化芸術資源を観光に結びつける「スポーツ文化ツーリズム」を推進。
- ・本協定による施策の一つとして、平成28年度から、文化・スポーツを融合させた観光モデルとなる「スポーツ文化ツーリズムアワード」を選定し、スポーツ文化ツーリズムシンポジウム内にて表彰。
- ・令和7年2月には同協定の改定を行い、今後一層の連携強化を推進。



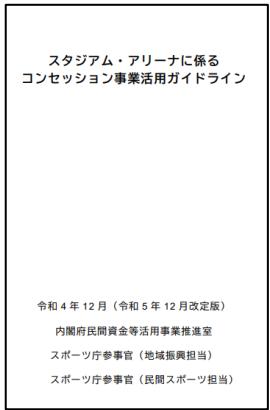
同協定の改定の際の
協定署名式



R6スポーツ文化ツーリズム賞を
受賞した山形県飯豊町の取組

スポーツ施設における官民連携の推進 【内閣府、国土交通省】

- ・地方公共団体の職員等を対象とするPPP／PFIの説明会等において、内閣府や国交省と連携した、情報提供を実施。
- ・官民連携の推進に向けたガイドラインや事例集等においても、他省庁と連携し、策定。



令和4年12月（令和5年12月改定版）
内閣府民間資金等活用事業推進室
スポーツ庁参事官（地域振興担当）
スポーツ庁参事官（民間スポーツ担当）

スポーツと農業、食育の連携に関する取組 【農林水産省】

- ・「BUDOツーリズムフェア2024 in KYOTO」で農水省によるおにぎりワークショップを開催。
- ・農水省の「消費者の部屋」において、スポーツを活用した地域振興の取組を紹介・展示。
- ・「ディスカバー農山漁村（むら）の宝」による選定・周知。



おにぎりワークショップの様子



「消費者の部屋」の展示



ディスカバー
農山漁村（むら）の宝 16

2-2. まちづくり、地方創生、地域コミュニティ活性化関係 スポーツを通じた経済の活性化

第二期スポーツ未来開拓会議【経済産業省】

- ・経済産業省と共同で「第二期スポーツ未来開拓会議」を開催し、今後のスポーツ成長産業化に向けた考え方を議論。
- ・令和7年4月に公表した第二期スポーツ未来開拓会議～今後のスポーツの成長産業化を見据えた、当面の取組等についてのとりまとめ～において、
「遅くとも2030年までには当初の目標（スポーツ市場規模15兆円）の達成を目指すとともに、それにとどまることなく、更なる高みを目指すことが重要」
と提言された。



(出典) 株式会社日本政策投資銀行「わが国スポーツ産業の経済規概推計」(2024年11月) 及び
内閣府「中長期の経済財政に関する試算」等を基にスポーツ庁にて試算

スポーツコンプレックスの推進【経済産業省】

◆スタジアム・アリーナ改革ガイドブック

- ・スポーツの価値を最大限発揮とともに、スポーツ以外を含めた多目的利用等を通じた地域の社会課題の解決につながるスタジアム・アリーナ整備に関して、検討すべき項目を整理したスタジアム・アリーナ改革ガイドブックを作成。
- ・令和7年6月、これまで提起してきた要点を最新化とともに、新たにまちづくり・地域活性化の実現に資する要点を掲載し、第3版として改訂。



◆「多様な世代が集う交流拠点としてのスタジアム・アリーナ」選定

- ・まちづくりや地域活性化の核となるスタジアム・アリーナについて、全国のモデルとなる「多様な世代が集う交流拠点としてのスタジアム・アリーナ」を選定し、翌年度に選定表彰式を開催。
- ・2025年までに20拠点を実現することを目標としており、令和7年12月に当該目標を達成（計21拠点）。



【令和7年度選定表彰式の様子（@長崎スタジアムシティ）】



- アジア競技大会は、アジア・オリンピック評議会（OCA）の主催で4年に1度開催されるアジア最大の総合スポーツ大会。日本では、1958年に東京、1994年に広島で開催されて以来、32年ぶり3度目の開催となる。
- アジアパラ競技大会は、アジアパラリンピック委員会（APC）の主催で4年に1度開催されるアジア最大の障害者の総合スポーツ大会であり、日本では初めての開催。
※オリンピック・パラリンピックのような同一都市での開催規定はないが、過去大会は全てアジア競技大会と同一都市で開催。

経緯等

- 2016（H28）年5月、愛知県・名古屋市が共同で第20回アジア競技大会招致を表明
- 2016（H28）年9月、アジア・オリンピック評議会総会において、アジア競技大会の開催都市に愛知県、名古屋市が決定
- 2018（H30）年8月、アジア競技大会における開催都市契約を締結
- 2018（H30）年9月、アジア競技大会にかかる閣議了解
- 2022（R4）年3月、愛知県・名古屋市が共同で第5回アジアパラ競技大会招致を表明
- 2022（R4）年4月、アジアパラリンピック委員会理事会において、アジアパラ競技大会の開催都市に愛知県、名古屋市が決定
- 2022（R4）年7月、アジアパラ競技大会にかかる閣議了解
- 2023（R5）年3月、アジア競技大会の規模縮小に向けてOCAとの調整を開始
- 2023（R5）年10月、アジアパラ競技大会における開催都市契約を締結

大会概要

	アジア競技大会	アジアパラ競技大会
主催者	アジア・オリンピック評議会（OCA）	アジアパラリンピック委員会（APC）
運営組織	(公財) 愛知・名古屋アジア・アジアパラ競技大会組織委員(AINAGOC)	
コンセプト	✓ アスリートファーストの視点 ✓ 既存施設の活用 ✓ 先端技術の駆使 ✓ 伝統と県民・市民性に触れるおもてなし ✓ アジア競技大会・アジアパラ競技大会の開催を誇りに、さらなるスポーツ文化の普及へ貢献	
スローガン	IMAGINE ONE ASIA ここで、ひとつに。	IMAGINE ONE HEART こころを、ひとつに。
開催期間	2026年9月19日～10月4日	2026年10月18日～24日
開催都市	愛知県、岐阜県、大阪府、静岡県、東京都	
参加国・地域	アジア45の国と地域	
参加者数	最大15,000人（選手・役員）	3,600～4,000人（選手・役員）
実施競技	41競技	18競技
大会経費	2,980億円※	

※2,980億円のほか、大会関連経費として約700億円（合計：約3,700億円）を計上

スポーツ庁等の大会運営への支援・協力について

- ✓ 大会に関して、政府として協力する旨の閣議了解を実施。（アジア 2018.9／アジアパラ 2022.7）
- ✓ 組織委員会への参画（文科省職員を、副事務総長、事務局次長に派遣するなど、国の職員を12名派遣。名誉顧問：文部科学大臣、スポーツ庁長官等）
- ✓ 財政支援（toto助成）として、2017年度から2024年度まで大会準備経費に対して約3億8千万円を交付。2025年度も約1億6千万円を交付決定。
大会開催年にも申請に基づき、大会開催経費への助成を実施予定（金額未定）。
- ✓ 特別措置法の成立を前提として、令和7年度補正予算において、合計136億円の大会開催関連経費等を計上。

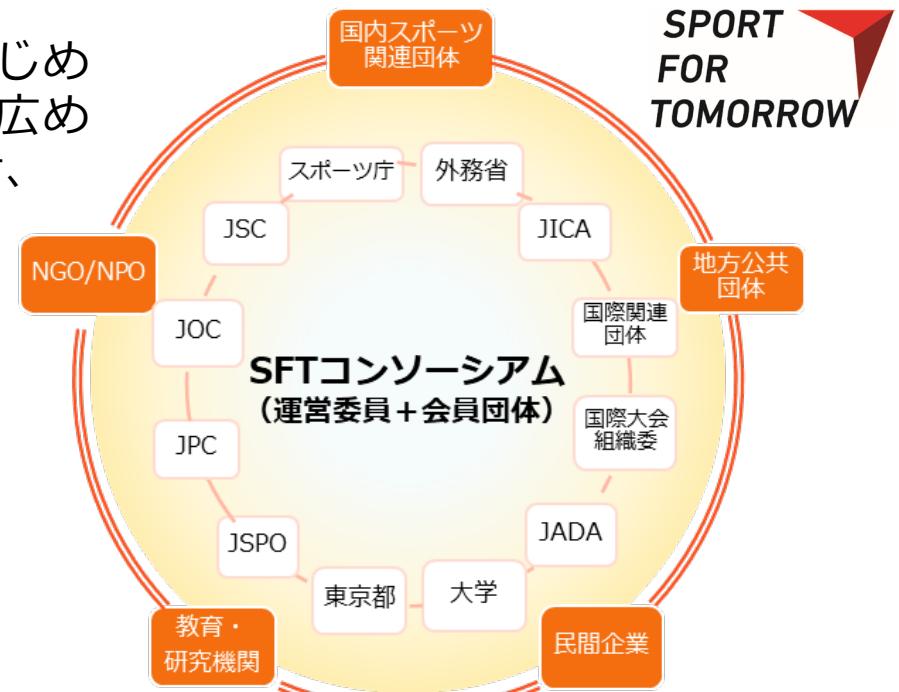
2-4. 国際展開・国際協力関係 スポーツ・フォー・トゥモロー

[SFTの概要]

スポーツ国際交流・協力を通じて、開発途上国をはじめとする世界のあらゆる世代の人々にスポーツの価値を広める。スポーツ国際協力に必要な官民協力体制を発展させ、スポーツを通じた社会課題解決に資する事業を実施し、日本に対する国際的信頼度の維持向上を目指す。

スポーツ・フォー・トゥモローコンソーシアムでは、スポーツ庁、外務省、国際協力機構（JICA）、日本スポーツ振興センター（JSC）など、中央省庁及び政府系スポーツ関係機関等が運営委員会を形成し、コンソーシアムの運営に係る協議等を行っている。

SFTを推進する官民連携のネットワーク



[外務省・国際協力機構（JICA）との連携事例]

海外アスリート等支援事業における広報発信



スポーツ庁委託事業における取組を、スポーツ庁アカウントのみならず、外務省の公式Xアカウントでも発信し、より効果的な広報を行った。

アフリカ開発会議（TICAD9）におけるテーマ別イベントの共催・取組発信



TICAD9テーマ別イベントにおいて、国際協力機構（JICA）、日本スポーツ振興センター（JSC）とともにシンポジウム及びブース出展を実施した。

2-4. 国際展開・国際協力関係 スポーツ産業の国際展開促進事業

背景・課題

- 「未来投資戦略2018」では日本が新たに講すべき具体策として、「スポーツ産業の未来開拓」が記載され、その重要施策の一つに「スポーツの国際展開の推進」が掲げられた。
- 今後、日本のスポーツ産業を成長させていくに当たっては、少子高齢化が進み人口減少傾向となる日本国内の市場にとどまらず、ASEANをはじめとする将来有望と見込まれる海外成長市場を見据えた取り組みが必要。
- 一方で、各国の情報および海外スポーツ情報の不足、海外における事業継続の困難性、国際スポーツ人材不足など課題があり、国際展開に踏み出せない企業・団体が多い現状がある。

事業内容

期間：令和3年度～ 想定採択数1（継続）

国際スポーツビジネス会議出展支援

- 国際的な展示会や商談会等の出展支援を行い、現地ニーズと我が国のスポーツ産業とのマッチング実現を図る。今後、大規模国際大会を開催する海外成長市場を戦略的重點地域とする。
- 日本開催の大規模国際イベント等の機会をとらえ、官民のスポーツ関係者や海外メディアに対しプロモーション活動を実施する。

人材等ネットワーク形成支援

- スポーツ産業関連人材による海外での講演や、日本企業ミッション団の海外派遣、海外ミッション団の日本受け入れなどを通じ、日本と世界各国のスポーツ産業・団体とのコラボレーションを促進する。

戦略的プラットフォーム運営

- スポーツ産業の国際展開を促進するプラットフォーム「JSPIN（Japan Sports Business Initiative）」を活用し、成功したモデルケース等の情報発信およびセミナーなどを定期的に行い、海外進出を希望する企業に向けたネットワーキング支援を行う。

«スポーツ産業の国際展開を促進するプラットフォーム「JSPIN」の構図»



2-4. 国際展開・国際協力関係 2025年度のJSPINの主な取組

日本のスポーツ産業の国際展開を支援するため、2025年度は主に下記の取組を実施。
経済産業省、JETRO、JSC等の関係機関とも、情報交換や担当者のイベントへの参加等を通じて連携。

◆情報発信

- 国際展開の先行事例や有識者等のコラム、スポーツ産業に関するカントリーレポートなど、国際展開に関心を持つ企業・団体向けに定期的に情報発信



◆ネットワーキングカンファレンスやセミナー

- 9月に「日本独自の強み×スポーツ×国際展開」をテーマとしたネットワーキングカンファレンス、12月に「スポーツテックを活用した海外展開戦略、オセアニア市場との連携」をテーマとしたセミナーを開催



◆日ASEANスポーツ大臣会合に合わせたサイドイベント

- 10月にベトナム・ハノイで行われた日ASEANスポーツ大臣会合のサイドイベントとしてスポーツ産業展を開催。河合長官から各国の大蔵等に日本企業を紹介。



◆万博におけるステージイベント

- 2025年大阪・関西万博における、スポーツ庁のステージ企画「Sports Future Lab」の一環としてJSPINのステージイベントを開催

(参考)「スポーツ未来開拓会議」(2025年4月 スポーツ庁・経済産業省) (抄)

スポーツを成長産業としていくためには、海外展開を目指す日本のスポーツ関連企業や団体を様々な形で支援し、拡大する世界のスポーツ市場への展開につなげることが不可欠である。このため、スポーツ産業の国際展開を促進する「JSPIN (Japan「SPorts「business「INitiatve」)」などの既存のプラットフォームを通じて、日本のスポーツ関連企業・団体に対して、海外展開に資する情報提供および機会創出支援や、海外と日本の企業・団体をつなぐネットワークを強化することが重要である。

2-4. 國際展開・國際協力關係 スポーツ国際展開基盤形成事業

背景・課題

- 国際社会においてスポーツの力により「多様性を尊重する社会」、「持続可能で逆境に強い社会」「クリーンでフェアな社会」を実現するため、国際的な政策・ルール作りに積極的に参画し、スポーツを通じた国際交流・協力を戦略的に展開することが重要。
- 国際オリンピック委員会（IOC）、国際パラリンピック委員会（IPC）、国際競技連盟（IF）等の国際機関における日本人役員は現在42人（令和7年3月末時点）と増加傾向にあるものの、依然として先進諸国とはポスト獲得数に差がある状況。
- 2026年愛知・名古屋アジア・アジアパラ競技大会をはじめとして、今後、国内で開催される国際競技大会の大会運営や大会の招致活動等に関する国際競技団体との調整を中心的な立場で担う人材の育成を支援する。
- 政府間会合への参画及び合意事項の履行等の取組により、スポーツを通じた持続的な開発と平和の実現に貢献する。

事業内容

期間：平成27年度～

«スポーツ国際人材育成支援事業»

IF等役員ポスト獲得支援

- ◆国際スポーツ界の政策決定プロセスの中核であるIF・AF等の日本人役員の増加及び再選に向けた取組を支援するとともにAF役員獲得に向けた取組を強化する。

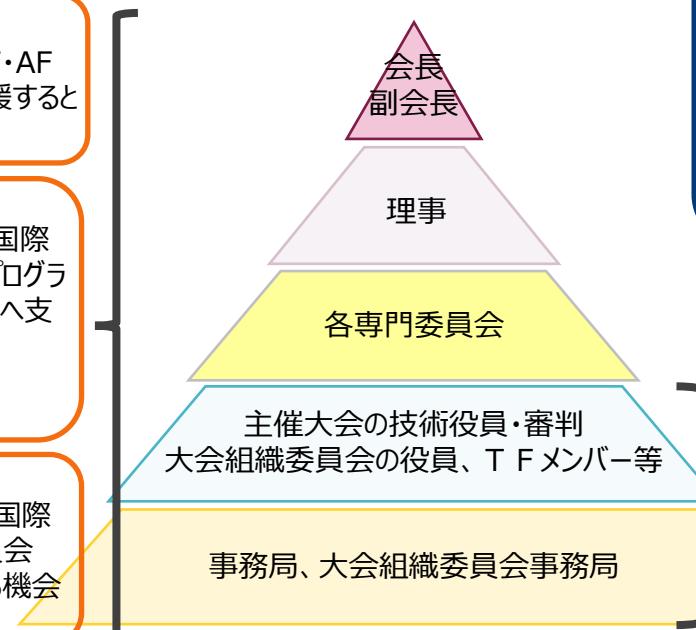
人材育成プログラムの開発

- ◆国際スポーツ界の役員となるために必要なスキルや国際戦略等を習得するための国際人材育成に係る教育プログラムを開発し、IF・AF等の役員候補者・次世代候補者へ支援を実施。

＜対象＞JOC、JPC加盟団体の役員、役員候補者（既存IF役員、IF役員候補者、次世代候補者）

国際人材派遣支援

- ◆国際スポーツ界の中核的存在となる次世代人材を国際機関等（IF、IOC、IPC、国際競技大会の組織委員会等）へ派遣し、国際環境で実践的な実務に従事する機会を与える。



«スポーツ国際政策推進基盤の形成»

政府間会合の開催・合意事項の履行

- ◆日中韓スポーツ大臣会合等に参画する。
- ◆日ASEANの持続的なスポーツ協力の発展のため、日ASEANスポーツ大臣会合の合意事項に取り組む。
＜協力内容＞体育教師教育推進、障害者スポーツの発展、スポーツを通じたジェンダー平等推進

«国際大会運営人材育成支援事業»

国際大会運営人材の育成支援

- ◆国内で開催される国際大会の運営や大会の招致活動において地方公共団体やスポーツ団体等のなかで中心的な立場を担うことができる人材の育成等を支援するため、動画教材の作成等を行う。
＜受講想定者＞大会運営を担う人材（地方自治体職員、NFスタッフ、元選手、大学関係者、民間企業スタッフ等）

○ スポーツ基本法（平成二十三年法律第七十八号）

前文

スポーツと他の分野との連携は、多様な国民一人一人の幸福の享受及び豊かさを実感できる社会の実現により一層つながるものである。これらを通じて、スポーツは、我が国社会に活力を生み出し、国民経済の発展に広く寄与するものである。

（スポーツ基本計画）

第九条（略）

2（略）

3 文部科学大臣は、スポーツ基本計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の施策に係る事項について、スポーツ推進会議において連絡調整を図るものとする。

（スポーツ推進会議）

第三十条 政府は、スポーツに関する施策の総合的、一体的かつ効果的な推進を図るため、スポーツ推進会議を設け、文部科学省及び厚生労働省、経済産業省、国土交通省その他の関係行政機関相互の連絡調整を行うものとする。